

## (2) 譲与税の推移

年 度	S29	S30	S31	S32	S35	S36	S39
地方道路譲与税（揮発油譲与税）	<p><b>揮発油譲与税</b> (29年度限り) 揮発油税収入額の3分の1 79億円のうち 48億円を道路整備 5か年計画の都道府県道の面積で、 31億円を国道及び 5か年計画以外の都道府県道の面積 であん分して5月、 8月、11月に都道府県及び指定市に対し て譲与する。</p> <p>30年8月1日施行 地方道路税創設 税率 挥発油1kℓにつき2,000円</p> <p><b>地方道路譲与税</b>創設 地方道路税収入額 (7月31日以前については、揮発油税13,000円の13分の4を地方道路税とみなす)を地方道路譲与税として、 国道及び都道府県道(幅員2.5m未満のもの、有料道路を除く) の面積(幅員による種別、自動車一台当たりの道路の延長等により補正)にあん分して 8月、12月、3月に都道府県及び指定市に対して譲与する。</p>			32年4月 6日施行 税率 3,500円	* あん分 は、収入 額の2分の1 を道路の 延長で、他 の2分の1を 面積です ることとされ た。	36年4月 1日施行 税率 4,000円	39年4月 1日施行 税率 4,400円
入場譲与税	<p>入場税の国税移管 (29年5月18日)に 伴い創設 入場税収入額の10分の9相当額を都道府県の人口にあん分して 7月、10月、1月、3月に都道府県に対して譲与する。</p>			* 譲与税 の総額は 入場税収 入額の全 額とされ た。			36年度限り で廃止

続 ← →

年 度	S40	S44	S49	S51	S54	S58	S59	S60	S63
地方道路譲与税	地方道路税 税率 撥発油1kℓにつき 4,400円  地方道路譲与税 ＊地方道路税収入額の2分 の1を道路（石油ガス譲与 税における道路と同じ）の 延長で、他の2分の1を面 積であん分して8月、1月 3月に都道府県及び指定市 に対して譲与する。 ＊延長は人口で、面積は道 路の種別と人口で補正した 数値とする。	*租税 特別措 置法に より、 49年 4月1日 から 51年 6月30日 まで 5,300円	51年7月1日から 53年3月31日まで 6,600円  *都道府県及び 指定市に対する 譲与額は5分の4 とされた。 *他の5分の1は 市町村に対して 譲与することと された。	54年6月1日から 58年3月31日まで 8,200円  *都道府県及び 指定市に対する 譲与額は100分 の64、指定市を 除く市町村に対 しては100分の 36をそれぞれ譲 与することとさ れた。	58年 4月1日 から 60年 3月31日 まで 8,200円	*譲与 時期を 6月、 11月、 3月に 改正	60年 4月1日 から 63年 3月31日 まで 8,200円	63年 4月1日 から 平成 5年 3月31日 まで 8,200円	
石油ガス譲与税	41年2月1日施行 石油ガス税創設 税率 石油ガス1kgにつき 17円50銭 (ただし、41年12月31日までは 5円、41年1月1日から44年12月31 日までは10円とする) 石油ガス譲与税創設 石油ガス税収入額の2分の1相 当額の2分の1を一般国道及び都 道府県道（幅員2.5m未満のもの、 有料道路を除く）の延長で、他の 2分の1を面積であん分して8月 12月、3月に都道府県及び指定 市に対して譲与する。						*譲与 時期を 6月、 11月、 3月に 改正		
航空機燃料税	航空機燃料税 航空機燃料1kℓにつき26,000円 航空機燃料譲与税 ＊従来まで交付対象が市町村だったものが、都道府県にも交付されることとなつた。				54年4月1日から 交付割合 空港関係都道府県 5分の1 空港関係市町村 5分の4		*譲与 時期を 9月と 3月に 改正		

← 続き

年 度	H1	H5	H6	H9	H15
地方道路譲与税		地方道路税の税率 5年12月1日から 10年3月31日まで 撥発油1kℓにつき 5,200円 <b>*都道府県及び指定市に</b> <b>対しては100分の62、指定市を除く市町村に對し</b> <b>ては100分の38をそれぞれ譲与されることとなつた（5年度限り）。</b>	都道府県及び 指定市に對し ては100分の43、 指定市を除く 市町村に對し ては100分の57を それぞれ譲与 されることとなつた。		都道府県及び指定 市に對しては、100分 の58、指定市を除く 市町村に對しては100 分の42をそれぞれ譲 与されることとなつた。
石油ガス譲与税					
航空機税燃料					
消費譲与税		平成元年4月1日施行 <b>消費税創設</b> 税率 課税資産の譲渡等の対価の額の3% <b>消費譲与税創設</b> 消費税收入額の5分の1に相当する額の11分の6を 都道府県に、11分の5を市町村に譲与する。 都道府県の場合は、その4分の1を人口で、4分の3を 従業者数あん分し、7月、10月、1月、3月に 譲与する。	地方消費税の創設に伴い 平成9年4月1日廃止		

続 &lt; →

年 度	H16	H17	H18	H19	H20
地方道路譲与税					
石油ガス譲与税					
航空機税燃料					
所得譲与税	平成16年4月1日施行 所得税収入額のうち所得譲与税法に定められた額（16年度にあっては4,249億円）の各2分の1ずつを県及び市町村に対し、各々の人口で按分して9月、3月に譲与する。	所得税収入額のうち所得譲与税法に定められた額（17年度にあっては1兆1,159億円）の各2分の1ずつを県及び市町村に対し、各々の人口で按分して9月、3月に譲与する。	所得税から個人住民税への税源移譲の実施に伴い廃止された。 (平成19年4月1日施行)		地方法人特別譲与税創設 平成20年10月1日施行 各都道府県に対し、地方法人特別譲与税基本額の2分の1に相当する額を各都道府県の人口により、残りの2分の1に相当する額を各都道府県の従業者数により按分した額の合算額を5月、8月、11月、2月に譲与（平成21年度から譲与）する。

← 続き

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
(地方道 方揮 揮發油 路讓 讓與税	地方道路 讓与税の 名称を地 方揮發油 讓与税に 改め、使 途制限を 廃止し た。										
石油 ガス 讓 与税	使途制限 を廃止し た。										
航空 讓 与機 税燃 料		平成23年度 から平成25 年度の間、 讓与割合を9 分の2に引き 上げた（通 常は13分の 2）。		着陸料割の 讓与割合を3 分の1から2 分の1へ、騒 音世帯数割 の讓与割合 を3分の2か ら2分の1へ 変更した。	讓与割合の 特例措置 (2/13→ 2/9) の3年 間延長（平 成26年度か ら平成28年 度）。		讓与割合の 特例措置 (2/13→ 2/9) の3年 間延長（平 成29年度か ら令和元年 度）。				
地方法人 特別讓 与税					法人事業税 ～3分の1相 当を復元し た。（平成 26年10月1 日以後に開 始する事業 年度から適 用）						特別法人事業 讓与税の創設 に伴い、令和2年 2月讓与分 をもって廃止。
森林 環境 讓 与税											森林環境讓与税創設 森林環境讓与税の10分の9 に相当する額は市町村に対 し、残りの10分の1に相当す る額は都道府県に対し、そ れぞれ10分の5は私有林人 工林の面積により、10分の 2を林業就業者数により、 10分の3を人口により按分 した額を9月、3月に讓与す る。
自動車 重量 讓 与税											自動車重量讓与税創設 自動車重量讓与税の422分 の407に相当する額を市町 村に対し、その2分の1の額 を各市町村が管理する市町 村道の延長により、2分の1 の額を同じく市町村道の面 積により按分し讓与、残り の422分の15に相当する額 は都道府県に対して、自動 車税を課した自家用の乗用 車の台数により按分した額 を6月、11月、3月に讓与す る。

← 続き

年 度	R2
(地方揮発油譲与税)	
石油ガス譲与税	
航空機税燃料	譲与割合の特例措置（2/13→2/9）の2年間延長（令和2年度から令和3年度） 令和3年度は4/9に引上げ。
特別法人事業譲与税	特別法人事業譲与税創設（令和2年度譲与開始） 特別法人事業税収入額の全額を都道府県に対し、人口で按分して5月、8月、11月、2月に譲与する。
森林環境譲与税	
自動車重量譲与税	